

お 知 ら せ

パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」（平成 29 年 7 月）の 10 ページに掲載している「軽減税率対策補助金」については、補助金の補助事業の完了期限・申請受付期限が、以下のとおり変更となりました。詳しくは、下記の「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

消費税軽減税率対策補助金の期限を延長します

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に軽減税率実施への対応を円滑に、かつ早めに進めていただくため、平成 30 年 1 月 31 日を期限として軽減税率対策補助金の申請受付を行ってきましたが、今後も円滑な導入を進めるため、以下のとおり変更します。

（現 行）平成 30 年 1 月 31 日までに申請



（変更後）平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに事業完了（※）

**（※）複数税率対応レジおよびレジシステムの導入または改修を終え、支払いを完了
平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに申請**

なお、B-1 型（受発注システムの改修）については、平成 31 年（2019 年）6 月 28 日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに、受発注システムの改修・入替を完了（支払いの完了を含む）してください。そして、すべての支払いが完了した後、平成 31 年（2019 年）12 月 16 日までに事業完了報告書を提出してください。

【参考】

「消費税軽減税率対策補助金」とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。詳細は、下記の軽減税率対策補助金のページをご覧ください。

○ 軽減税率対策補助金ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>

【本件に関するお問合せ先】

委 託 先 : 軽減税率対策補助金事務局
受付時間 : 09:00~17:00(土日、祝日除く)
電 話 : 0570-081-222
03-6627-1317(IP 電話専用)

パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」(平成29年7月)の10ページ

○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型(複数税率対応レジの導入等支援)のポイント	
複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修するときに使える補助金です。	
補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2/3 ③ タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	平成31年(2019年)9月30日までにレジ及びレジシステムの導入又は改修を終え、支払いを完了し、平成31年(2019年)12月16日までに申請

B型(電子受発注システムの改修支援等)のポイント	
電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。	
補助率	2/3
補助額上限	小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1/2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請のタイミング	①システム改修等の場合：平成31年(2019年)6月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成31年(2019年)9月30日までに受発注システムの改修・入替と支払いを完了。平成31年(2019年)12月16日までに事業完了報告書を提出 ②パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年(2019年)9月30日までに受発注システムの導入と支払いを完了し、平成31年(2019年)12月16日までに申請